

我孫子市開発行為に関する条例施行規則の一部を改正する規則

我孫子市開発行為に関する条例施行規則（平成19年規則第51号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（条例第6条第1項に規定する事前協議の手続）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 条例第6条第1項の規則で定める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）から（8）まで 略</p> <p>（9） 前各号に定めるもののほか、次に掲げる図書で開発行為に応じて市長が指定するもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 消防施設協議申請書の写し</p> <p>ウからクまで 略</p> <p>3 略</p> <p>（公共施設等の帰属）</p> <p>第17条 開発事業者は、市に帰属する公共施設及び公益的施設に係る所有権の登記手続に必要な書類については、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第29条に規定する公共施設工事完了届出書の提出に併せて市長に提出しなければならない。</p>	<p>（条例第6条第1項に規定する事前協議の手続）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 条例第6条第1項の規則で定める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）から（8）まで 略</p> <p>（9） 前各号に定めるもののほか、次に掲げる図書で開発行為に応じて市長が指定するもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 消防施設に関する協議書の写し</p> <p>ウからクまで 略</p> <p>3 略</p> <p>（公共施設等の帰属）</p> <p>第17条 開発事業者は、市に帰属する公共施設及び公益的施設に係る所有権の登記手続に必要な書類については、都市計画法施行規則（昭和44年省令第49号）第29条に規定する公共施設工事完了届出書の提出に併せて市長に提出しなければならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。